

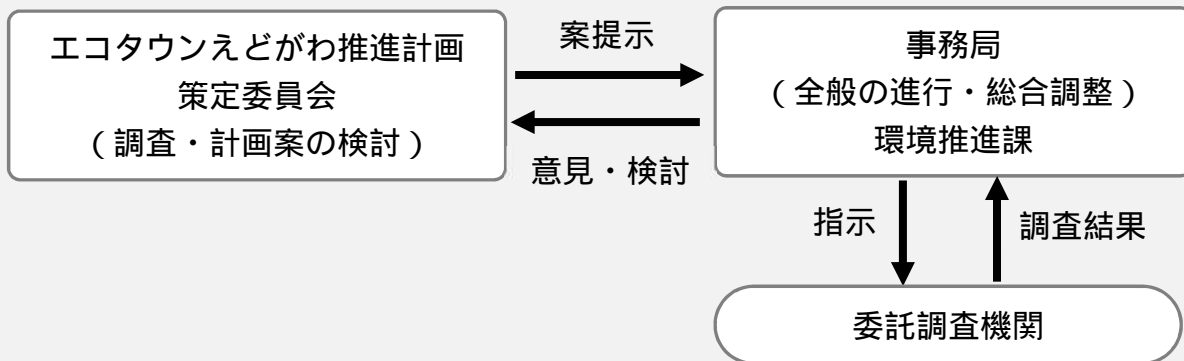
資料6 策定経過等

1 策定体制

【策定体制】

エコタウンえどがわ推進計画は、学識経験者、区民、事業者代表などによる「エコタウンえどがわ推進計画策定委員会」の意見を踏まえて策定しました。

策定体制図



2 策定委員会

【エコタウンえどがわ推進計画策定委員会 委員名簿】

(順不同・敬称略)

区分	氏名	役職等
学識経験者	岡島 成行	青森山田学園 理事長
	松本 真由美	東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 客員准教授
公募委員	専田 三枝子	公募区民
	新澤 和子	公募区民
産業関係者	平田 善信	東京商工会議所江戸川支部 会長
	松本 勝義	江戸川区商店街連合会 会長
	間瀬 恵二	船松工友会 会長
	森本 勝也	社団法人東京都トラック協会 江戸川支部 支部長
環境関連団体	岡田 憲治	環境をよくする地区協議会 代表
	小林 豊	えどがわエコセンター 理事長
	山崎 求博	足元から地球温暖化を考える市民 ネットえどがわ 事務局長
エネルギー事業者	中山 由美子	東京電力パワーグリッド(株)江東支社 副支社長 江戸川事務所 所長
	木戸 千恵	東京ガス(株)東部支店 支店長
教育関係者	高橋 飛秀	江戸川区立第二葛西小学校 校長
区議会議員	川瀬 泰徳	生活振興環境委員会 委員長
	大西 洋平	生活振興環境委員会 副委員長
行政機関	神山 一	東京都環境局地球環境エネルギー部 計画担当課 課長
	岩瀬 耕二	江戸川区環境部 部長

：委員長 ：副委員長

エコタウンえどがわ推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区民参加による地球温暖化対策の将来目標及び江戸川区独自の具体的な行動計画として、エコタウンえどがわ推進計画(以下、「推進計画」という)の策定に当たり、エコタウンえどがわ推進計画策定委員会(以下、「委員会」という)を設置するとともに、その運営に関し必要な事項を定め、もって区民、事業者及び行政が一体となった推進計画の策定に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、推進計画に盛り込むべき事項について検討し、区長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、18名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 公募委員 2名以内
- (3) 産業関係者 4名以内
- (4) 環境関連団体の代表者 3名以内
- (5) エネルギー事業者 2名以内
- (6) 教育関係者 1名以内
- (7) 区議会議員 2名以内
- (8) 関係行政機関の代表者 2名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の提言をする日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(報償)

第7条 委員に対する報償は、区長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、環境部環境推進課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の提言をする日限り、その効力を失う。

3 策定経過

【策定経過】

会議	日時・場所	事項
第1回	平成29年7月25日 策定委員会	<ul style="list-style-type: none">策定の進め方次期計画の骨子区民・事業者の意識調査（アンケート）実施計画
8月上旬～8月中旬 区民・事業者アンケート		
第2回	平成29年9月15日 策定委員会	<ul style="list-style-type: none">次期計画の素案区民・事業者の意識調査（アンケート）の分析結果
第3回	平成29年11月21日 策定委員会	<ul style="list-style-type: none">次期計画の素案
12月中旬 パブリックコメント		
第4回	平成30年1月12日 策定委員会	<ul style="list-style-type: none">パブリックコメントの意見及び計画への反映結果第2次エコタウンえどがわ推進計画（案）